

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	消防局予防部予防課（自主防災管理） (06-4393-6360)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	地下街の統括防火管理対象物指定
概要	消防長は、地下街でその管理について権原が分かれているものにあっては、統括防火管理対象物として指定します。
根拠法令等 及び条項	消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/) 大阪市防火・防災管理指導規程（平成18年消防長達第2号）第13条
処分基準	<p>消防法第8条の2第1項</p> <p>高層建築物その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街（地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。）でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちからこれらの防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する防火管理者を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全体についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。</p> <p>大阪市防火・防災管理指導規程第13条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防局長（以下「局長」という。）は、地下街でその管理について権原が分かれているものにあっては、統括防火管理対象物として指定するものとする。 2 局長は、前項の指定をする場合において、地下の工作物内に設けられた駐車場又は鉄道の駅舎等で地下道又は地下の通路により地下街と接続し、かつ、統括防火管理が必要と認めるときは、これらの部分を含めて統括防火管理対象物として指定することができる。 3 局長は、第1項の指定をする場合は、地下街の構造、規模及び使用実態を考慮して統括防火管理が適正に行えるよう、地下街を必要に応じて分割し、指定することができる。 <p>※ 統括防火管理対象物：消防法第8条の2第1項に規定する防火対象物</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	